

旭市就学援助制度のお知らせ

問い合わせ先

学校 又は

旭市教育委員会学校教育課

電話 0479-55-5724

旭市では、学校給食費、学用品、修学旅行費、医療費などを援助する要保護・準要保護児童生徒就学援助制度があります。

対象は生活保護を受けている家庭、生活保護を受けていないが、それに準ずる程度に生活が困窮しており、前年度又は該当年度に以下の理由のいずれかにあてはまる家庭です。

援助を希望する方は、学校又は教育委員会にご相談ください。

- 1 生活保護が停止又は廃止になった世帯
- 2 市民税が非課税又は減免の世帯
- 3 事業税、固定資産税が減免の世帯（ただし、家屋新築による減免を除く）
- 4 国民年金、国民健康保険料（税）が減免の世帯
- 5 国等からの手当を受給している世帯
- 6 その他特別の理由による世帯

※ 世帯の収入・資産・預金などの状況、子どもの生活状態を確認し、認定の判定を行います。